選定審查方法

1. 選定審査

- 各委員は、面接審査が終了後、選定基準に基づき、書類審査の内容も含めた点数を採点し、 採点委員の総合計得点に基づいて候補者を選定する。ただし、委員長は採点を行わない。
- 応募団体数が3以下の場合は、書類審査と面接審査を同日に行う。
- 応募団体数が4以上の場合は、書類審査と面接審査を別の日に行う。この場合において、 書類審査日に欠席した委員は、面接審査日に出席すれば採点は可能とする。逆に、書類審 査日に出席した委員が面接審査日に欠席すれば、採点はできない。

2. 面接方法

申請書の提出団体順に次の要領で面接を行う。

- (1) プレゼンテーション(10分)各評価項目についてのプレゼンテーションを行うものとする。
- (2) 質疑応答(20分程度) 提出書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、質問する。
- プレゼンテーションについては、時間厳守とする。9分経過時点で時間表示を行い、10 分が経過すれば、プレゼンテーションの状況にかかわらず、終了するものとする。
- 質疑応答については、20分経過時点で時間表示を行い、質疑応答の状況に応じて進行を 行うものとする。

3. 面接参加団体の出席者について

- (1) 各団体の代表者に面接への出席を依頼する。代理人出席も可とする。
- (2) 各団体の面接出席者は、3名以内とする。
- (3) 面接出席者については、必要な事項を事前に報告するものとする。 (事前報告事項:団体名、氏名、所属、役職、連絡先)
- (4) 上記の各項目については、面接参加団体が共同企業体等の場合も同様とする。
- (5) 企画提案書のみでの説明(プロジェクター等の禁止、追加資料の配付不可)とする。

4. 採点について

- 面接参加団体の全ての面接が終了した後に、委員の意見交換を行う。
- 委員全員の合計点数が満点の60%以上に達した団体がない場合は、指定管理者として

「適格者なし」とする。(400点が合計満点の場合、60%は240点)

- 合計得点が最上位である団体でも、選定基準(別表1)(1)~(7)の各小計点において、全委員の合計で0点となった項目が一つでもあれば、候補者として選定しない。その場合、選定対象外となった団体を除いて、最上位の団体を候補者とする。
- 最上位の者が同点で複数ある場合は、順位点により各委員の採点において、最上位の団体を2点、次点の団体を1点、その他の団体を0点として、その合計点が最上位の応募団体を候補者として選定する。それでもなお最上位の者が同点で複数となった場合は、下記の「選定基準優先順位設定表」により、優先順位第1位の項目の各採点委員の点数を合計し、その合計点を比較して最上位の団体を、候補者として選定する。ただし、第1位の項目の各採点委員の合計点が同点であった場合には、第2位の項目の各採点委員の合計点を比較する。以下、第6位の項目まで順に各採点委員の合計点を比較し、候補者の団体を選定する。

〈選定基準優先順位設定表〉

優先順位	選定基準中の「条例に定める指定の要件」の項目		
第1位	(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。		
第2位	(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立った		
	サービスが提供できること。		
第3位	(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なもので		
	あること。		
第4位	(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。		
第5位	(6) 管理経費の縮減が図られること。		
第6位	(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎		
	その他の経営に関する能力を有すること。		

- 上記による選定方法でも決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定する。
- ・採点は、下表を基本として行う。これ以外の配点については、適宜按分する。

配点基準	配点10点	配点15点
特に優れている	10点	15点
優れている	8点	1 2点
普通	6点	9点
多少不十分	4点	6点
不十分	2点	3点
劣っている	O点	O点

5. 採点方法を指定する項目について

応募団体が次に該当する場合は、審査においてそれぞれ点数を付与する。

該当要件			基礎点		
市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の 提案額(平均額・小数第 1 位四捨五入)を比較し、削減率 (少数第 2 位四捨五入)に応じて付与		2%以上4%未満	1点		
		4%以上6%未満	2点		
		6%以上8%未満	3点		
		8%以上	4点		
次の①~⑦の項目に該当する場合は、配点(6点)を上限として項目ごとに2点ずつ何					
(※	グループ応募の場合は、⑤の項目を除き、すべての者が	満たしていること。)			
	次のいずれかに該当する場合				
	・障害者の雇用状況報告義務があり、令和3年の報告時に法定雇用率以上の障				
	害者を雇用している場合				
1	① ・障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を1人以上雇用している場合				
	・堺市障害者雇用貢献企業である場合				
	*障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年第123号)第2条に掲げる障				
	害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20	時間以上勤務している者			
2	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条に基づく認				
1	定を受けている場合				
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)				
	第9条に基づく認定を受けている場合				
4	65 歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合				
5	青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基				
	づく認定を受けている場合(グループ応募の場合は、1者以上が満たしている				
	こと。)				
	市内に本社・本店を有している場合		0 ±		
6	(グループ応募の場合は、1者以上が満たしているこ	は、1者以上が満たしていること。) 2点			
7		登録 KESフテップ			
	2の登録又はエコステージ(レベル3)の認証のいずれかを受けている場合				
		W C X I C V I O W L			